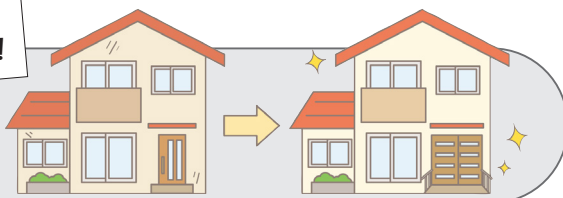


新しくなりました！ あんしん住宅助成事業

補助率および
補助金限度額を拡充！



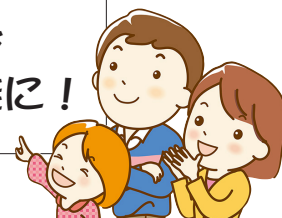
対象者

- 赤平市に住宅を所有している方(老朽住宅除却工事は市外在住者も対象)

助成要件

- 世帯全員が市税などの滞納がないこと
- 市内に事業所があり、建設業の許可を持った業者、または個人事業者が施工する工事

過去に
限度額分の補助金を
受け取った方も
新たに申請可能に！



対象工事・工事費	これまでの助成内容	4月1日からの助成内容
50万円以上の リフォーム工事 新築後5年経過 (外部塗装、外壁張り替え、内装改修、水回り改修など)	助成率 10% 限度額 30万円	助成率 15% 限度額 50万円
50万円以上の リフォーム工事 18歳未満の子どもがいる世帯	助成率 15% 限度額 45万円	助成率 20% 限度額 75万円
50万円以上の 老朽住宅除却工事 昭和56年5月31日以前に 着手した住宅	助成率 20% 限度額 20万円	助成率 25% 限度額 30万円
100万円以上の 耐震改修工事 診断の結果、耐震不足と 判定された住宅	助成率 20% 限度額 50万円	助成率 20% 限度額 50万円
100万円以上の太陽光 発電システム設置工事	1kWあたり6万円助成 限度額20万円	廃止



対象外

増築工事、トイレの水洗化、車庫や物置、門
塀、ロードヒーティング、融雪槽など



注意

審査がありますので、必ず事前に申請して
から工事に着手してください。
※着手後の申請は不可

申請先

赤平建設業協会 ☎32-2549
平日 8時30分～17時

問合せ

市役所建設課建築係 ☎32-1844
平日 8時30分～17時



アパート経営の皆様へ

問合せ
建築係 ☎32-1844

民間賃貸住宅 建設助成

対 象

市内の個人および法人に対して、市内に民間賃貸住宅を建設する費用の一部を助成

助 成 額

1戸あたり 90万円(床面積30㎡以上40㎡未満)
1戸あたり100万円(床面積40㎡以上)

助成要件

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)
- 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所および給湯設備が設置されているもの
- 市内の事業所が施工する工事

民間賃貸住宅 リフォーム助成

市内に民間賃貸住宅を所有する個人および法人に対して市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成

1戸あたりの改修工事の3分の1に相当する額(10万円限度)

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)の居住性向上を図るための修繕、模様替えなどを行なう工事で、市内の事業所(個人事業者を含む)が施工する工事

※国や道、ほかの団体などから重複する助成金を受けている方は対象外です。



information 年金

問合せ
戸籍年金係 ☎32-1823
砂川年金事務所 ☎52-2144

令和3年度の国民年金保険料

定額保険料 月額 16,610円
(令和3年4月分～令和4年3月分)

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。保険料の納め忘れがあると、万一障がいや死亡といった不慮の事態が発生したとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず期限までに納めてください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の免除・猶予される臨時特例措置も設けられています。



国民年金保険料 収納業務の民間委託

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する下記業務を民間委託しています。

- ▶電話や文書、戸別訪問による納付案内
- ▶免除・猶予制度の申請手続きの案内
- ▶そのほか口座振替などの案内

受託事業者

アイヴィジット・東洋紙業共同企業体